鳥取市流しびなの館 指定管理者募集要項

> 令和7年9月 鳥取市

# 目 次

1. 公募する施設の概要	P 1
2. 指定管理者の指定期間	P 1
3. 募集の日程	P 1
4. 指定管理者が行う業務の範囲	P 2
5. 指定管理者が行う管理の基準	P 2
6. 利用料金等の収入	P 6
7. 指定管理者の業務に係る経費	P 7
8. 備品の管理等	P 8
9. 指定管理者と本市の責任分担	P 9
10. 応募者の資格	P10
11. 複数の団体による応募の条件	P11
12. 申請の手続き	P11
13. 募集要項の配布	P13
14. 業務説明会及び現地見学会	P13
15. 質問書受付及び回答	P13
16. 指定管理者候補者の選定	P14
17. 指定管理者の指定	P14
18. 指定管理者の協定の締結	P15
19. 業務実施に関する評価	P15
20. 事業の継続が困難になった場合における措置	P16
21. 問い合わせ先	P16
その他 応募様式1~11	P 2 7

## 鳥取市流しびなの館指定管理者募集要項

鳥取市流しびなの館(以下「流しびなの館」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項、「鳥取市流しびなの館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第65号。以下「流しびなの館条例」という。)第3条及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年鳥取市条例第18号)の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の募集を行います。

応募にあたっては、指定管理者制度の趣旨及び鳥取市(以下「本市」という。)の財政状況を十分理解し、民間事業者としてのノウハウを活用し、最小の経費で最大の住民サービス向上につながる取り組みを積極的に提案してください。

※本市の財政状況については、「第11次鳥取市総合計画」中「第1編 基本構想 第3章 人口と財政の長期的な見通し 3 財政の見通し」P.5~6

参照 URL https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1615963563476/

### 1 公募する施設の概要

- (1) 名 称 鳥取市流しびなの館
- (2) 所 在 地 鳥取市用瀬町別府 32-1 及び 33-3
- (3) 施設設置目的 伝統文化の伝承と観光の振興に資するため
- (4) 施設の範囲
  - ① 敷地面積 5,792.7 m²
  - ② 延床面積 1,523.19 m<sup>2</sup>
  - ③ 建物構造 主たる建物 木造銅板葺2階建塔屋付、木造瓦葺2階(物産棟)
- (5) 開設年月 流しびなの館:昭和63年、観光物産センター:平成4年
- (6) そ の 他 敷地内は全面禁煙です。

#### 2 指定管理者の指定期間

- (1) 指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。ただし、流しびなの館の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間の中途においても指定を取り消すことがあります。
- (2) 指定期間中に流しびなの館の大規模改修等が必要となった結果、施設の利用ができなくなり、管理が不要となった場合には、本市の指示により管理を中断することがあります。この期間の指定管理料については、別途協議により定めることとします。

## 3 募集の日程

期間	内 容
令和7年9月25日~10月30日	募集要項の配布
令和7年9月25日~10月14日	募集に関する質問書の受付
令和7年10月6日	業務説明会及び現地見学会
令和7年10月23日~10月30日	応募書類の受付

令和7年11月初旬	選考ヒアリング(正式な日程は別途連絡します。)
令和7年11月下旬	指定管理者候補者の選定結果通知
令和7年12月議会(予定)	指定管理者の指定

## 4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとします。詳細は「流しびなの館指定管理業務仕 様書(以下「仕様書」という。)を参照してください。

- (1) 流しびなの館の施設・設備の維持管理及び運営に関する業務 流しびなの館条例に基づく施設・設備の維持管理及び運営に関する業務(利用者が快適かつ安全に施設を利用できるようにするための施設・設備の保守管理、清掃及び修繕等)
- (2) 流しびなの館の利用の許可及び利用の制限に関する業務 流しびなの館条例に基づく利用の許可及び流しびなの館からの退去命令
- (3) 流しびなの館の利用料金の徴収及び減免に関する業務 流しびなの館条例に基づき決定した利用料金の徴収及び減免に関する業務
- (4) その他流しびなの館の運営に関する業務 施設内の案内、衛生環境の確保、火災、盗難等の事故及び事件の予防措置、利用者へのサービスの提供並びに流しびなの館の利用促進に関すること
- (5) 上記のほか、施設の管理運営上、鳥取市長(以下「市長」という。)が必要と認める業務

### 5 指定管理者が行う管理の基準

(1) 管理運営の基本方針

流しびなの館を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行ってください。

- ① 流しびなの館条例に規定する基本理念に基づき運営管理を行うこと。
- ② 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- ③ 利用者の意見に対し十分な配慮を行うとともに、管理運営に反映させ、サービスの向上に努めること。
- ④ 個人情報の保護を徹底すること。
- ⑤ 効率的な運営を行い、管理運営費の節減に努めること。
- ⑥ ごみの減量、省エネルギー、CO<sub>2</sub>削減等、環境に配慮した運営を行うこと。
- ⑦ 関係法令等を遵守した管理運営を行うこと。
- (2) 休館日·開館時間等
  - ① 休館日

ア 水曜日(水曜日が祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)の場合は翌日)

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日(アに掲げるものを除く。)

② 開館時間

午前9時から午後5時まで(ふれあいホール及び休憩室は午後10時まで)

## ③ 休館日及び開館時間等の変更

休館日及び開館時間は鳥取市流しびなの館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年鳥取市規則第49号)の規定によるものとします。ただし、施設利用者に対するサービス向上のため、規則の規定を上回るサービス提供が可能な場合は、積極的に提案してください。市長が承認する範囲内で、規則改正の上、管理運営を行っていただきます。ただし、開館日、開館時間が増加しても指定管理料は、7-(1)に示す金額の範囲内での対応となります。

#### (3) 利用料金等

流しびなの館は、利用料金制を採用しています。

### ① 流しびなの館観覧料

区分	常設展示観覧料		特別展示観覧料
	(1人1回につき)		(1人1回につき)
	個人	団体	
一般	300 円	200 円	特別展示に要する経費を勘案
/JI文	300 円 200 円		して市長が定める額
小学生、中学生	無料	無料	一般の2分の1の額
高校生	300 円	200 円	
障害者等、小学校就学前	無料	無料	無料
の者			

#### ② 流しびなの館利用料

区分	金額
ふれあいホール	1 時間につき 250 円
休憩室	1 時間につき 250 円

#### (4) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項 第2号において準用する同条第1項の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮 するとともに、流しびなの館の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使 用してはなりません。

### (5) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、 自己の利益のために使用したりすることはできません。指定期間が終了した後(指定期間中 で指定管理者が雇用していた者が本業務に従事しなくなった場合も含む。)も同様とします。

## (6) 情報公開

指定管理者は、鳥取市情報公開条例(平成11年鳥取市条例第1号)第31条の2の規定 を遵守し、流しびなの館の管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めてください。

## (7) 関係法令の遵守

指定管理者は、流しびなの館の管理にあたっては、労働基準法(昭和22年法律第49号)、 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)、障 害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)その他仕様書に記載する関 係法令を遵守してください。また、指定期間中に法令等に改正があった場合には、改正され た内容に基づくものとします。

#### (8) 従業員の福利厚生事業

労働安全衛生法で定められた従業員の健康管理のため、指定管理料に基本健康診断料を算 定していますので、予算計上の上、必ず実施してください。

また、福利厚生事業の充実を検討される場合は、指定管理料には算定していませんが、「ひまわりセンター (一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター 所在地:鳥取市本町三丁目201番地)」の会員となられることをお勧めします。(会費800円/人月)

## (9) 退職金制度への加入

施設従業員の退職手当については、指定管理料に独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する「中小企業退職金共済制度」掛け金を、正職員1人あたり月額16,000円(年額1人あたり192,000円)2人分を算定していますので、独自の退職金制度をもつ団体等を除いて、収支予算計画書に計上していただき、指定管理者となった場合には必ず加入してください。なお、非常勤職員分については指定管理料に算定していませんが、加入についてご検討ください。

### (10) 職員の継続雇用及び雇用形態等

指定管理者となる団体は、管理業務を行うために必要な職員について、従前から施設管理 を行ってきた団体の従業員を、引き続き雇用するよう努めてください。

#### (11) 環境保全に配慮した施設運営

本市では、地球の環境改善に配慮した取り組みを進めています。指定管理施設でも同様に 取り組んでいただくため、指定管理者には、ごみの減量化、リサイクルの徹底、エネルギー の節減等、地球環境に負荷を与えないシステムづくりを求めます。

#### (12) 業務の再委託

- ① 指定管理者は、業務の全部又は事業の運営を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、施設の維持補修、清掃、あるいは施設に付随する機器類の点検等の業務について、あらかじめ市長の承認を受けた上で個々に委託することはできます。
- ② 障がい者団体の活用について

本市では、「鳥取市障がい者計画」において障がい者団体等の社会活動の促進を図ることとしており、指定管理者に行っていただく業務の中で、清掃業務等を委託される場合には、 障がい者団体の積極的な活用についてご検討ください。なお、該当団体名等については、 募集担当課へお問い合わせください。

#### (13) 利便施設設置に係る行政財産の目的外使用

施設利用者の便益を図るための売店、自動販売機等の設置については、指定管理者が直接 設置するか、第三者に委託して設置するか等を本市と協議した上で、鳥取市財産規則(昭和 39年鳥取市規則第6号)に規定する申請書を提出してください。

## (14) 防火管理者の配置

この施設は、消防法(昭和23年法律第186号)の規定により防火管理者の選任が必要な施設ですので、指定管理者は防火管理者(甲種)を選任し、消防計画書と併せ、防火管理者選任届出及び防火管理者資格講習修了証の写しを消防署へ提出しなければなりません。なお、提出にあたっては、本市にあらかじめ報告することとし、防火管理者が行う業務の内容は仕様書のとおりとします。

#### (15) 電気主任技術者の配置

自家用電気工作物の電気主任技術者の選任の届出は設置者が行うこととなっているため、 電気主任技術者の変更等の届出が必要な場合には、事前に本市と協議してください。

### (16) 自主事業に関する留意事項

- ① 『自主事業』とは、管理業務の範囲外で、指定管理者の責任と費用により実施する事業 など、指定管理者の提案により実施する事業を指します。(例:イベント、物品販売等)
- ② 指定管理の応募申請時には、サービス向上及び利用促進に効果的と認められる事業を自由な発想で提案していただけますが、応募申請時の事業計画書に記載された自主事業のうち、施設利用に不適当な事業は実施を許可しない場合があります。自主事業の実施が認められない場合、応募申請を辞退されるのであれば、必ずその旨を事業計画書に明記してください。
- ③ 自主事業の実施の可否等については、選定後、改めて協議するものとします。また、指定管理開始後の新たな自主事業についても、あらかじめ本市と協議してください。
- ④ 自主事業を行う場合には、あらかじめ自主事業実施計画書(様式は問いません。)を提出しなければなりません。
- ⑤ 自主事業の実施にあたっては、行政財産使用料を納付していただく場合があります。
- ⑥ 従前の指定管理者が実施していた自主事業(流しびな制作体験等)について、継続的実施に向けてご検討ください。
- ⑦ 自動販売機設置手数料及び自主事業による収入を指定管理者の収入として収受することができます。

## (17) 緊急時の対応

指定期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害等に備え、緊急時連絡網を整備してください。緊急事態が発生したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、本市に対して緊急事態発生の旨を遅滞なく通報してください。

また、万一の事故に備え事故対応マニュアルを定めるとともに、災害時においても迅速に 行動するための災害等対応マニュアルの策定に努めてください。

事故等が発生したときは、本市と協力して事故等の原因調査に当たってください。

## ① 感染症対策について

日常の衛生管理を徹底するとともに、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染症を予防し、拡大を防ぐために必要な対策を行ってください。

#### ② 避難所運営への協力

災害発生時の緊急対応として一時的にこの施設を避難場所とする必要がある場合は、本市が施設の管理権限を持つものとします。

避難所開設期間中の水道、ガス、電気、時間外労働等の経費および本市の責めに帰すべき

事由により発生した損害に係る費用については、協議の上、原則として本市が負担することとしています。

本市の防災計画ついては「鳥取市地域防災計画(令和6年度修正)」中「第2部 災害予防計画 第10章 避難所等整備計画」P.47~52をご確認ください。 参照URL

https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1742795744200/simple/R6honpen.pdf なお、この施設は「指定避難所又は指定緊急避難場所」ではありませんが、臨時的に避難 所とされる場合があり、その際には、避難所の運営を本市で行い、施設管理を指定管理者に 行っていただきます。(避難所開設期間中の水道、ガス、電話、時間外労働等の経費については、協議の上、原則として本市が負担することとしています。)

#### (18) 公職選挙等の投票所

この施設は現時点では公職選挙等の投票所ではありませんが、必要に応じて以下のとおり 協力するものとします。

- ① 本市選挙管理委員会から公職選挙等の執行時、投票所として使用依頼が行われた場合は、 自主事業を含めその他利用に優先して協力しなければならないものとし、利用予定者との 連絡調整に必要な措置は指定管理者が行うものとします。
- ② 投票所として使用する際は、設営時以降、投票日当日まで原則全室利用を禁止します。 (19) その他

管理運営の基準に関する詳細は、別途本市と指定管理者との間で締結する協定で定めることとします。

## 6 利用料金等の収入

- (1) 流しびなの館の利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、流しびなの館条例に規定する金額の範囲内で額を定め、指定管理者が収受します。収受した利用料金は施設の管理運営経費に充てていただくこととなります。なお、管理期間中に利用料金を見直す必要があった場合は、影響について指定管理者と本市が協議するものとします。
- (2) 施設管理に伴い想定以上の多大な利益があった場合は、その扱いについて協議するものとします。

多大な利益があった場合とは、管理経費を上回る収入により生じる剰余金があり、かつ年度ごとの利用料金収入が当初の収支計画に対して50万円を超え利益が生じた場合とします。

- (3) 流しびなの館条例第8条の規定により利用料金の減免基準を定めることができます。公益上特に必要と認めたときとして次に掲げる事項を含めた利用料金の減免基準を策定してください。
  - ア 本市が主催及び共催する事業
  - イ 流しびなの館条例に規定する障がい者等で、介護を必要とする者の介護者も無料とします。
  - ウ とっとり県民の日等に係る施設使用料等の特例に関する条例に規定する日は料金を徴収しないこととします。

指定管理者が利用料金の減額又は免除を行ったことによる補てんは行いませんが、管理開

始後、本市が新たに利用料金の減免対象の追加を求めた場合には、減収分の扱いについて協 議するものとします。

(4) 利用料金の回数券を発行する場合、その利用期限は、指定管理者の指定期間の末日までとします。

### 7 指定管理者の業務に係る経費

(1) 指定管理料の上限

指定管理者に対する指定期間 5年間分の指定管理料総額の上限額は 129,715 千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む:税率10%)としますので、その金額の範囲内で収支予算計画書(様式3)を作成してください。

- ※ 指定管理料は、原則として応募申請時に提出された収支予算計画書の提案金額となりますが、次の場合等は協議により中途で指定管理料を変更することがあります。
  - ・流しびなの館条例で規定する利用料金の上限金額を変更したこと、自動車専用道路の整備により施設利用の需要が大きく変化したことなど、指定管理者の収入について増加又は減少が見込まれる場合等
  - ・消費税率の変更や水道料金の改定など法令等の改正により支出の大幅な増加又は減少が 見込まれる場合
  - ・人件費、光熱水費および物価について急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動が認められる場合は、市と指定管理者が協議の上、必要と認められる金額の範囲内で指定管理料の変更を行うことができるものとする。
- (2) 指定管理料の支払い

会計年度(4月1日から翌年3月31日)を基準とし、指定管理者の請求に基づき支払う ものとします。なお、支払時期、支払額や支払方法は協定により定めます。

- (3) 本市が支払う指定管理料に含まれるもの 本市が支払う指定管理料に含まれるものの詳細は、別紙1のとおりとします。
- (4) 修繕費の取り扱いについて
  - ① 流しびなの館の施設修繕費については、令和8年度から令和12年度まで毎年度936 千円を収支予算計画書に計上してください。修繕金額が計上額を上回る場合には、協議の 上、原則として本市が負担します。

なお、毎年度の修繕金額が当該年度の計上額を下回る場合には、仕様書のとおり本市へ返納していただきます。

② 小規模修繕等契約希望者登録事業者について 少額で内容の軽易な修繕等をされる場合には、鳥取市小規模修繕等契約希望者登録事業者 の積極的な活用についてご検討ください。

(5) 業務未実施等に係る経費の返納

次のような特別な事情が生じた場合には、協議の上、指定管理料から当該金額を返納して いただくことがあります。

- ・ 仕様書で示した管理業務等の一部を実施できなかった場合の費用の減額分
- (6) 区分会計の独立

指定管理者は管理運営に係る経理事務を行うにあたり、団体の会計と別の会計を設けてください。

#### (7) 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

#### (8) 公租公課

指定管理者には収益事業に対する納税義務が発生することがあります。詳しくは本市市民 税課、国税については税務署、県税については鳥取県東部県税事務所へそれぞれお問い合わ せください。

#### (9) 通勤車両等の駐車場利用

施設の駐車場は、利用者のために設置しているものであり、原則として施設管理従事者の 通勤車両等は駐車できません。ただし、希望がある場合は、市民の利用を妨げない範囲内で 行政財産使用の許可を受け、行政財産使用料を納付したうえで駐車できます。施設使用料は、 鳥取市行政財産使用料条例(昭和51年鳥取市条例第5号)の規定に基づき算出します。 なお、管理業務に使用する車両は、1台分について減免を行います。

#### 8 備品の管理等

#### (1) 備品管理契約

現在設置している備品別紙2について、備品管理契約を締結することとします。

#### (2) 備品の調達

指定管理業務を実施する上で必要不可欠であると本市が判断した新規備品及び経年劣化等により更新が必要となった配置備品については、原則として本市が調達することとします。 また、その状態や所在について確認を行うことがあります。

なお、指定管理者が自らの判断で購入又はリースする備品については、指定管理者に帰属 することとしますが、購入等にあたっては、事前に本市に報告してください。

#### (3) 修繕義務等

## ア 本市が購入する備品

本市が購入する備品(本市と指定管理者が締結する備品管理契約に掲載している備品とします。)の修繕については、あらかじめ定められた基準修繕費の範囲で指定管理者が本市の事前承認を受けたうえで、実施してください。

## イ 指定管理者が購入等する備品

指定管理者が自らの判断で購入等する備品については、指定管理者が修繕費用を負担する こととします。ただし、施設管理に必要不可欠な備品であると年度当初に協議の上、決定し たものについては、本市が購入する備品に準じて取扱うものとします。

#### (4) 調達した備品の帰属、備品管理等

区分	備品の 帰属	備品管理	指定期間終了時の取り扱い
1	本市	本市の規程に従い行う	指定管理者の指定替えがあった場合には、引き続き 新たな指定管理者により当該業務のために使用され る。
2	指定管 理者	本市の規程に従う必要なし	指定替えがあった場合には、購入した指定管理者が 撤去する。なお、指定管理者から申し出があれば、 寄附受領等の対応を行うことを検討する。(ただ し、リース備品についてはこの限りでない。)

## 9 指定管理者と本市の責任分担

指定管理者と本市との責任は、原則として次の表の左欄に掲げる項目について同表の中欄又は右欄に〇印のついた者が負うものとします。なお、詳細については、指定管理者と本市が締結する協定で定めます。

	内 容	指定 管理者	本市	
人件費、光熱	水費および物価の変動	○※1		
施設・設備・付	備品の保守点検		0	
施設・設備・位	備品の維持管理		0	
	指定管理者に帰責事由が	あるもの	0	
施設・設備の 修繕	建物及び設備の劣化、損 傷部分又は機器の性能、 若しくは機能を実用上	基準修繕費以内の 修繕	0	
<b>  %</b> 2	支障のない状態まで回 復させる修繕	基準修繕費を超え る修繕		0
	資産価値の向上又は耐用   がる修繕	月年数の延長につな		0
備品の調達			(任意)	0
	指定管理者帰属の備品の	修繕	0	
W- = W-W	市帰属の備品が、指定管損、滅失した場合の備品	0		
備品の修繕	市帰属の備品が、特定 不能な第三者の責によ		0	
	り毀損、滅失した場合 の備品の修繕	基準修繕費を超え る修繕		0
施設・設備・位	備品の管理上の瑕疵による	0		
行政財産の使	用許可 ※3		0	
安全衛生管理			0	
事故・火災等による施設・備品の損傷 ※4			協議事項	
不可抗力による	るもの ※5		協議	事項
利用者の被	施設等の設置上の明白な	瑕疵に係るもの		0
災に対する	施設等の管理上の明白な	0		
責任	上記以外のもの ※4	協議	事項	
	市民総合賠償保険への加			0
指定管理者が独自の事業を運営する場合に 各種保険へ の加入		0		
施設の火災保険への加入				0
災害復旧				0
包括的な管理責任				0

- ※1 急激で著しくかつ通常予測不能な変動が認められる場合は、市と指定管理者が協議の 上、必要と認められる金額の範囲内で指定管理料の変更を行うことができるものとする。
- ※2 修繕は、あらかじめ定められた基準修繕費の範囲で、本市の事前承認のもと実施する こととします。
- ※3 自主事業により、食堂、物産販売等を実施する場合のほか、自動販売機を設置する際 にも行政財産の使用許可が必要です。
- ※4 協議事項については、事案の原因ごとに判断することとします。ただし第一次責任は 指定管理者が有し、これらが発生した場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに本市に報 告することとします。
- ※5 地震、津波、豪雨等による自然災害により施設の管理運営が著しく困難な場合は、原則、上記責任分担表の不可抗力として指定管理者と本市により、施設管理方法や費用負担についての協議を行った上で、必要に応じて各協定書や仕様書の変更を行うものとします。
- ※6 市民総合賠償責任保険について

利用者、財物に対する賠償責任保険です。管理業務上負う損害賠償責任についても当保険が適用されますが、本市が損害を賠償した場合であっても、指定管理者に帰責性があるときは、本市は指定管理者に求償する場合があります。

市民総合賠償責任保険金限度額(変更になる場合があります。)

身体賠償 1名につき1億5,000万円(1事故につき15億円)

財物賠償 1事故につき2,000万円

なお、次の場合は保険適用の対象外です。

- ① 施設内で指定管理者が独自の事業を運営する場合において、その運営上もたらされる損害賠償責任
- ② 個人情報の流出によるもの
- ③ 福祉施設、保養施設及び一時保育・学童保育以外で生産、販売、提供された飲食物 及びその他の製品によるもの

#### 10 応募者の資格

応募者の資格は、以下に掲げる条件をすべて満たすこととします。

- (1) 団体であること。(法人格の有無は問いません。また、個人は対象外とします。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(地方自治法施行令第167条の11において準用する場合を含む。)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限された者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた 団体又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行 われた法人等でないこと。
- (4) 団体の代表者が法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、禁固以上の 刑の執行を終了又は執行を受けることがなくなってから2年を経過していない者でないこ と。
- (5) 申請施設について法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取り消し、

又は指定管理者候補者を失格とされた団体にあっては、指定の取消し又は失格とされた日から2年を経過していること。

- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に規定する暴力団をいう。)及びその統制下にある団体又は構成員でないこと。
  - ※ 鳥取市の行政事務からの暴力団等の排除に関する要綱(平成24年1月17日施行)第 3条の規定に基づき、指定管理者応募者が排除措置対象者であるかどうかを管轄の警察署 に照会する場合があります。
- (7) 団体またはその代表者が鳥取市税、消費税及び地方消費税について滞納がない者。ただし、申請時点で本市内に営業所等を置かない団体については、所在する市町村民税について滞納がない者であること。
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。
- (9) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。
- (10) 鳥取市議会の議員、市長、副市長、教育長、会計管理者、指定管理者の選定の決定に関与する本市の職員並びに法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)が会長、副会長、社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる常勤の役員に就任している法人その他の団体でないこと。
- (11) 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に係る対応が適切に行える団体であること。

## 11 複数の団体による応募の条件

単独の団体で、指定管理者が行う業務の範囲についてすべてを担えない場合は、複数の団体により構成されるグループによる応募申請ができます。

グループ応募の資格は、以下に掲げる条件を満たす必要があります。

- (1) 単独で応募申請した団体は、別途グループ応募の構成員となることができません。
- (2) グループ応募の構成員である団体が他のグループ応募の構成員となることはできません。
- (3) グループ応募の場合は、代表となる団体を定めてください。この場合、代表団体はグループにおける責任割合が最大であることを必要とします。

#### 12 申請の手続き

この要項により指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を受付期間内に提出してください。

- (1) 指定申請書(様式1)
- (2) 事業計画書(様式2)

※流しびなの館を管理するにあたって、特に重点を置いている所や従前の管理運営からの 改善箇所、具体的な取り組みの提案などについて、できるだけ詳しく、また分かりやすく 記入してください。

- (3) 収支予算計画書(様式3)
  - ① 指定期間内の運営計画に基づいた収支予算計画書を作成してください。

- ② 指定管理料は提出された収支予算計画書に基づいて支払われます。
- ③ 施設の管理運営に係る直接業務費以外で、本社(本部)機能の維持に係る経費を算入することができます。なお、一般管理経費を計上して提案を行う場合には、内容や積算根拠を具体的に明示してください。
- (4) 実施体制表(様式4)

流しびなの館を管理運営していくにあたって、計画している職員配置を示してください。

- (5) 団体の概要書類
  - ① 団体の概要に関する書類(様式6)
  - ② 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあってはこれに類するもの)
  - ③ 役員の名簿(氏名、フリガナ、住所、生年月日が記載されたもの)
  - ④ 事業(営業)報告書(直近3事業年度分)
  - ⑤ 貸借対照表、損益計算書(又は収支決算書)(直近3事業年度分)
- (6) その他証明書類
  - ① 法人の登記事項証明書(3か月以内に取得したもの)
  - ② 印鑑証明書(3か月以内に取得したもの)
  - ③ 市町村民税、消費税及び地方消費税について、滞納がないことを証明するもの(3か月 以内に取得したもの)
    - ※本市に納税義務がある場合、本市市民課又は各総合支所市民福祉課で法人の「滞納なし 証明」を取得してください。(法人でない場合は代表者の滞納なし証明)
  - ④ 指定管理者応募資格制限に該当しないことの申立書(様式7)
- (7) 労働条件に関する書類
  - ① 労働条件等報告書(様式8)

流しびなの館を管理運営するために雇用する従業員について、雇用条件をご記入ください。 ※ 常勤正職員、非常勤職員等、採用形態ごとに作成してください。

- ② 就業規則の写し(労働基準法第89条に該当する場合)
- (8) グループ応募の場合の追加書類
  - ① グループ構成員表(様式1-2)
  - ② グループ応募における各団体の役割、責任分担に関する事項(様式5)
  - ③ グループ規約(案も可)又はグループ協定書の写しまた、グループ構成員ごとに(5)~(7)の書類を提出してください。
- (9) 提出部数 9部(正本1部、副本7部、製本しないもの1部)
  - ※ 提出書類は原則として A4 判縦型で提出してください。
- (10) 留意事項
  - ① 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
  - ② 応募1団体又は1グループにつき、応募申請は1件とします。
  - ③ 新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者として設立母体となる法人等の書類(5)~(7)を提出してください。なお、指定管理者候補者に選定された場合は当該法人の法人登記事項証明書及び認証済定款を速やかに提出してください。
  - ④ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。
  - ⑤ 提出された書類の差し替え及び再提出はできません。

- ⑥ 提出された書類は、返却しません。
- ⑦ 応募申請に際して必要となる費用は応募者の負担とします。
- ⑧ 指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式9)を提出してください。
- ⑨ 指定管理者として指定された団体以外は、応募者名は公表しません。
- ⑩ 自己の利益を図る目的で、鳥取市経済観光部指定管理者選考委員会委員及び本市関係職員に接触することを禁じます。接触が判明した場合は、失格となる場合があります。
- ① 提出された書類は、鳥取市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。
- ② 応募者が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属します。ただし、本市は選定結果の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用することができることとします。
- (11) 申請の提出方法及び受付期間

提出方法:持参または郵送

受付期間:令和7年10月23日~10月30日

持参の場合-受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで 郵送の場合-受付期間内必着

応募書類の提出場所:

〒680-8571 鳥取市幸町71番地 鳥取市経済観光部観光・ジオパーク推進課(47番窓口)

#### 13 募集要項の配布

配布方法:①本市公式ウェブサイトに掲載。

②問い合わせ先の募集担当課で配布。

配布期間:令和7年9月25日~10月30日

開庁日(土日祝日を除く)における午前8時30分から午後5時15分までと します。

### 14 業務説明会及び現地見学会(応募者は、可能な限りご参加ください。)

日 時:令和7年10月6日(月) 10時~

場 所:鳥取市用瀬町別府32-1及び33-3 鳥取市流しびなの館

申込方法:参加申込書(様式10)を記入の上、ファクシミリ、電子メールにより前日までに問い合わせ先へ提出してください。

#### 15 質問書受付及び回答

受付方法:質問書(様式11)に記入の上、問合せ先にファクシミリ、電子メールにより 提出してください。

受付期間:令和7年9月25日~10月14日

回答方法:質問者に個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに鳥取市担当部

署の本市公式ウェブサイトにも随時掲載します。

## 16 指定管理者候補者の選定

- (1) 指定管理者候補者の選定は、選定要領に基づき、鳥取市経済観光部指定管理者選考委員会の選考を経て、市長が行います。
- (2) 応募者の審査は、鳥取市経済観光部指定管理者選考委員会が提出された事業計画書等及び ヒアリング(1団体15分程度予定)により、別紙3の審査基準に基づいて行います。なお、 ヒアリング時の追加資料提出は認めません。ヒアリングの時間、場所、実施方法等は、応募 書類提出後に別途連絡します。
- (3) 現指定管理者の管理実績評価に伴う加点の有無この施設の公募にあたっては、現在の指定管理者に対する10%加点は行われません。
- (4) 応募者が1者であっても、評価基準に基づく審査の結果、候補者として適した者がいない と認める場合には失格となり、候補者を選定しない場合もあります。
- (5) 選定結果は公表しますが、選定されなかった団体については匿名での公表となります。

### 17 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者候補者は、令和7年12月鳥取市議会定例会での指定管理者の指定の議決後、 正式に指定管理者として指定されます。

(2) 指定管理者に指定しない場合等

市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事 案が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、流しびなの館に係る業務及び管理 の準備のために支出した費用については一切補償しません。

また、指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、 その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者 の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあ ります。

### (3) 業務の引継ぎ

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務の引継ぎが必要となった時は、本 市又は本市の指定するものに本業務の引継ぎを行ってください。引継ぎにおいては、現地確 認又は資料等を用いて必要な説明を行い、必要な事項に対する申出があれば応じます(ただ し、応じることができない合理的な理由がある場合を除きます)。

なお、業務の引継ぎには現場研修等必要な内容を含むものとし、業務の引継ぎに必要な経費は全て指定管理者の負担とします。

新指定管理者が流しびなの館の管理を開始する前に、旧指定管理者が既に受け付けている利用予約については、新指定管理者が引き継ぐものとします。指定管理者の変更により利用申込者が不利益を被ることのないよう適正な引き継ぎを行ってください。ただし、指定期間終了後、引き続き指定管理者に指定されている場合は、この限りでありません。

#### (4) 業務の準備

指定管理者に指定された後は、自己の責任及び負担において円滑に施設の管理に係る業務が開始できるように、人的及び物的体制を整えてください。

### 18 指定管理者の協定の締結

#### (1) 協定の締結

議会の議決を経て正式に指定管理者として指定されると、指定期間における基本的な事項を 定めた「基本協定」及び年度(4月1日~翌年3月31日)ごとに「年度協定」を締結します。 協定する内容は次のとおりです。

### 【基本協定の主な内容】

- ○事業計画書に記された事項
- ○利用料金に関する事項
- ○本市が支払うべき管理の費用に関する事項
- ○事業報告書に関する事項
- ○指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ○管理に関し保有する情報の公開に関する事項
- ○管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- ○施設利用者の満足度を調査し、報告する事項
- ○損害賠償等(リスク分担)に関する事項
- ○権利・義務の譲渡の禁止に関する事項
- ○その他必要事項

(指定管理者がグループ応募の場合は次の事項が加わります。)

- ○構成員による権利義務の譲渡等の制限に関する事項
- ○代表団体に係る倒産の場合など、指定管理者の指定の取り消しに関する事項
- ○代表団体、構成団体の変更の禁止に関する事項
- ○代表団体の権限、構成員の相互間の責任分担に関する事項
- ○構成員の脱退に対する措置に関する事項
- ○その他必要事項

### 【年度協定の主な内容】

- ○管理業務の内容に関する事項
- ○指定管理料の額に関する事項
- ○指定管理料の支払い時期及び支払い方法に関する事項
- ○剰余金に関する事項
- ○その他必要事項

#### (2) 留意事項

指定管理者の指定を受けた者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した 場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定の締結をしないことがあります。この場合、本市 は生じた損害に対する賠償の責めを負いません。

- ① 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき
- ② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

#### 19 業務実施に関する評価

指定管理者の業務実施状況については、毎年度、設定した指標等に基づいて評価を行い、その 結果を本市公式ウェブサイト等で公表します。

### 20 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、流しびなの館の管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合に、本市は法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をすることがあります。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかったときは、本市は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合に、本市は法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

また、指定管理者がグループの場合で、その構成団体の一部の法人等について管理の継続が困難と認められる場合でも、残存の法人等により継続して適正な管理が可能と認められる場合には、当該管理の継続を認めるものとします。ただし、当該管理が困難と認められる場合には、本市は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

- (3) 上記により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は本市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他本市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難となった場合には、本市と指定管理者は事業継続の可否について協議することとします。

## 21 問い合わせ先

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地

鳥取市経済観光部観光・ジオパーク推進課(47番窓口)

電話(0857)30-8291

ファクシミリ (0857) 20-3947

メールアドレス kankou@city.tottori.lg.jp

(別紙1) 想定する施設の収支

項目	単年度収支見込額 (千円)	備考
指定管理料	25, 943	
利用料金収入	517	
その他	15, 126	
収入計	41, 586	
人件費	27, 418	
修繕費	936	
消耗品費	1,074	
広告宣伝費	406	
光熱水費	2, 867	
通信運搬費	178	
燃料費	390	
委託費	2,094	
使用料	43	
原材料費	4, 110	
保険料	168	
謝金	124	
負担金	306	
印刷製本費	22	
公課費	1, 450	
支出計	41, 586	

<sup>※</sup> 消費税及び地方消費税を含みます。

## (別紙 2) 現在設置している備品一覧

	物品名	数量	場所	備考
- 1	内裏雛 I 対		流しびなの館	1987/9/9受贈 SI2年のもの。びょうぶ付
2	7段飾り Iセット		流しびなの館	1987/9/16受贈   S50年頃のもの。
3	内裏雛 I 対	4	流しびなの館	1987/9/18受贈 M44頃。台付
4	内裏雛 I 対		流しびなの館	1987/9/18受贈 台付
5	衣装人形立木付   点		流しびなの館	1987/9/18受贈 小道具付
6	内裏雛		流しびなの館	1987/9/18受贈 台付。26、写6
7	掛軸 I	2	流しびなの館	1987/9/18受贈
8	内裏雛 I		流しびなの館	1987/10/26受贈 T12年購入。展示中
9	内裏雛		流しびなの館	1987/10/26受贈 台付。28
	立武者 I		流しびなの館	1987/10/26受贈   写真は26の柴のハカマ
11	7段飾り		流しびなの館	1987/10/26受贈 福祉センター
12	小道具一式		流しびなの館	1987/  /9受贈
13	御殿雛(源氏枠) I		流しびなの館	1987/  /9受贈
	加茂人形	2	流しびなの館	1987/  /9受贈   木目込
	加茂人形(5人ばやし) I		流しびなの館	1987/  /9受贈
	掛軸		流しびなの館	1987/11/9受贈
	陶器製内裏雛 I 対		流しびなの館	1987/11/9受贈
	内裏雛 I 対		流しびなの館	1987/11/9受贈   M38年9月生まれの方の物
	内裏雛 I対		流しびなの館	1987/11/9受贈
	土雛5段飾り一式		流しびなの館	1987/11/9受贈
	掛軸 ┃		流しびなの館	1987/11/9受贈
	京陶人形ジジババ・みこしジキ人形・ひめだるま 各I		流しびなの館	1987/11/12受贈 昭和初期
	内裏雛 I 対		流しびなの館	1987/11/15受贈
	武者人形		流しびなの館	1987/11/15受贈
	武者人形	2	流しびなの館	1987/  /15受贈 - 嘉永3年生まれの方のもの、展示中
	内裏雛 I 対		流しびなの館	1987/11/19受贈 大正初期、展示中
	金太郎・武者人形・バラ小物 各		流しびなの館	1987/11/19受贈
	内裏雛 I 対		流しびなの館	1987/11/19受贈   S3年頃
<b>—</b>	段飾り   式		流しびなの館	1987/11/24受贈   S8年製
	押絵雛○内裏一対・3人官女○舞(女3人)		流しびなの館	1987/11/24受贈
	貝福神・日本人形(ケース入り)・大抱・貝宝船 各Iヶ		流しびなの館	1987/11/24受贈
	<b>雛軸</b>		流しびなの館	1987/11/25受贈   T7年生まれの方の物
	天神軸	3	流しびなの館	1987/11/25受贈
	内裏雛   対		流しびなの館	1987/12/1受贈   T3年製。  階展示中
	内裏雛   対		流しびなの館	1987/12/1受贈 大正
	内裏雛   対		流しびなの館	1987/12/1受贈 明治34~35年。  階展示中
	市松・金太郎 9体  組		流しびなの館	1987/12/1受贈 展示中
	御殿雛(内裏・右左大臣・三人官女・道具)		流しびなの館 流しびなの館	1987/12/2受贈   S12年製
	内裏雛   対 享保雛   対		1 -	1987/12/2受贈 台なし
			流しびなの館 流しびなの館	1987/12/2受贈 展示中
	内裏(男雛のみ)   体		流しひなの館 流しびなの館	1987/12/5受贈
	内裏(男雛のみ)   体   押給簿   対		流しびなの館 流しびなの館	1987/12/5受贈
	押絵雛 I 対 押絵額飾り I		流しびなの館	1987/12/5受贈
		<u>د</u>	流しびなの館	1987/12/5受贈
	押絵(牛若丸他) 市松人形 4体 I組	<u> </u>	流しびなの館	1987/12/5受贈
			流しびなの館	1987/12/5受贈
	/		流しびなの館	1987/12/5受贈
	土人形4体・下駄・ネコ・イヌ・しちりん・手まり 多数 内裏雛  対		流しびなの館	1987/12/5受贈
	八表年		流しびなの館	1987/12/10
	押絵雛   対		流しびなの館	1987/12/10受贈
21	コア 小女 9世 「 ) トンゴ		加しいなり間	1987/12/10受贈 明治大正

52 押絵雛(小野道風)	流しびなの館	1987/12/10受贈 M27年
53 内裏雛   対	流しびなの館	1988/1/4受贈 M23年
54 天神 1体	流しびなの館	1987/12/15受贈
55 御殿飾り	流しびなの館	1988/1/4受贈 S38年
56   御殿飾り	流しびなの館	1988/1/4受贈 S34年
57   御殿	流しびなの館	· · ·
58   高砂	流しびなの館	1988/1/11受贈   S10年頃。2階展示中
58   同切	流しびなの館	1988/1/11受贈
	流しびなの館	1988/ /  受贈
	流しびなの館	1988/ /  受贈   2階展示中
,	流しびなの館	1988/ /  受贈
		1988/ /  受贈
63 内裏雛   対	流しびなの館	1988/ /2 受贈   S 4年
64 内裏雛   対	流しびなの館	1988/ /2 受贈   T3年
65   7段飾り   式	流しびなの館	1988/1/21受贈 昭和初期
66 内裏(男雛のみ)   体	流しびなの館	1988/1/27受贈 昭和初期。写真なし
67 御殿飾り   式	流しびなの館	1988/2/2受贈 S3年頃
68 内裏雛   対	流しびなの館	1988/2/3受贈
69 内裏雛   対	流しびなの館	1988/2/3受贈 SII年頃
70 内裏雛   対	流しびなの館	1988/2/6受贈 TIO年製
71 内裏雛(大) 1対	流しびなの館	1988/2/9受贈
72 内裏雛(小) 1対	流しびなの館	1988/2/9受贈
73  土人形(鯛かつぎ) I	流しびなの館	1988/2/9受贈
74 天神 5 体	流しびなの館	1988/2/15受贈
75 内裏雛 I 対	流しびなの館	1988/2/15受贈 SIO年。屏風付
76  金太郎·母子像 各	流しびなの館	1988/2/15受贈
【 77 │内裏雛 I 対	流しびなの館	1988/2/16受贈
78  土人形(あねさん)   体	流しびなの館	1988/2/16受贈
79 御殿飾り(5人ばやしまで·道具) I式	流しびなの館	Ⅰ988/3/Ⅰ受贈
【 80  内裏雛 Ⅰ 対	2 流しびなの館	1988/3/2受贈
8    高砂   1・おぼこ人形   6 体	流しびなの館	1988/3/2受贈
【 82 <b> </b> 九重雛 Ⅰ 対	流しびなの館	1988/3/8受贈 江戸後期。木目込
83 押絵雛 I 対	流しびなの館	1988/3/10受贈
84 内裏雛 1 対	流しびなの館	1988/3/10受贈 台付
85 内裏雛	流しびなの館	1988/3/10受贈
86 屏風	流しびなの館	1988/3/10受贈
87 段飾り   式	流しびなの館	1988/3/10受贈
88 羽衣	流しびなの館	1988/3/10受贈
89 内裏雛   対	流しびなの館	1988/3/10受贈   3代に渡る雛
90 武者人形	5 流しびなの館	1988/3/10受贈
91 古い流し雛	2 流しびなの館	1988/3/10受贈
92 小物類	流しびなの館	1988/3/10受贈
93 内裏雛   対	流しびなの館	1988/3/10受贈 明治
94 つづみ打ち(土人形?)	流しびなの館	1988/3/10受贈
95 おんぶ(土人形)	流しびなの館	1988/3/10受贈
96 内裏雛   対	2 流しびなの館	1988/3/12受贈 明治
97 いづめこ(木込人形)   対	流しびなの館	1988/3/12受贈 写真なし
98 マユ雛・内裏雛・紀州雛・津山舞楽雛・岩井雛・ほう公さん 各	流しびなの館	1988/3/12受贈
99 土人形(天神・こま犬・鯛かつぎ) 各	流しびなの館	1988/3/15受贈
100 内裏(土雛)   対	流しびなの館	受贈 S22年頃
10   土雛(5人ばやしまで)	流しびなの館	1988/3/17受贈
102   内裏雛   対	流しびなの館	1988/3/17受贈
103 神功皇后	流しびなの館	1988/3/18受贈
104   鯛もち	流しびなの館	1988/3/18受贈
105   高砂     対	流しびなの館	1988/3/18受贈
100   DW 1 / J		1700/3/10文階

	- 「汝」がたの始	1, 200 10 11 71 71
106   鯛のり	流しびなの館	1988/3/18受贈
107 犬引き 1	流しびなの館	1988/3/18受贈
108   どろ天神	流しびなの館	1988/3/18受贈 赤
109	流しびなの館	1988/3/18受贈   黒
Ⅱ□□内裏雛 Ⅰ対	流しびなの館	1988/3/20受贈 明治
	流しびなの館	1988/3/20受贈
	流しびなの館	1988/3/20受贈
	流しびなの館	1988/3/20受贈 台付
	流しびなの館	1988/3/22受贈
115 内裏雛 1対	3 流しびなの館	1988/3/23受贈
Ⅰ16押絵雛 Ⅰ対	流しびなの館	1988/3/23受贈
	流しびなの館	1988/3/23受贈
118内裏雛	流しびなの館	1988/3/23受贈 大正
119 御殿飾り	流しびなの館	1988/3/23受贈
120  御殿飾り 大   小	流しびなの館	1988/3/23受贈 建物のみ。雛なし
121 御殿飾り	流しびなの館	
122   内裏雛   対	流しびなの館	1988/3/23受贈
123   内裏雛	流しびなの館	1988/3/23受贈 台付(2段) 明治
124   武者人形	2 流しびなの館	1988/3/23受贈 台付(3段) 明治
		1988/3/23受贈
125   押絵(馬にのった武者)	流しびなの館	1988/3/27受贈
126   両そでぬぎ子供人形	流しびなの館	1988/3/27受贈
127   立雛     対	流しびなの館	1988/3/27受贈
128   雛道具     式	流しびなの館	1988/3/27受贈
129   市松人形·衣装人形他   1組	流しびなの館	1988/3/27受贈
130   内裏雛     対	流しびなの館	1988/3/28受贈 台付
T31   天神(土人形)	流しびなの館	1988/3/28受贈 T8
132   天神(土人形)	流しびなの館	I 988/3/28受贈 TII
133   天神(土人形)	流しびなの館	1988/3/28受贈
134   内裏雛・土人形	流しびなの館	1988/5/18受贈
135   内裏雛	流しびなの館	1988/6/8受贈
[136 木目込内裏 Ⅰ対	流しびなの館	S.63.9受贈 S20
137  手作り人形 他	流しびなの館	S.63.10受贈
138   岩井雛	流しびなの館	S.63.10受贈 岩井雛作者より
139   童子人形	流しびなの館	S.63.I I 受贈 S48
140   組みひも内裏     対	流しびなの館	S.63.12受贈 手作り
141  木目込5段飾り      式	流しびなの館	H.I.2受贈 S24
142   組木5段飾り	流しびなの館	H.I.3受贈 小里 三郎作
143   布に立雛をかいた額	流しびなの館	H.1.4受贈
	流しびなの館	H.I.9受贈 S30柳屋製
145 土天神 大3	流しびなの館	1990/3/14受贈 SI5.16
146 立雛(木目込真多呂人形)   対	流しびなの館	1990/3/28受贈 手作り
T47 竹田人形 I	流しびなの館	1990/5/18受贈 明治?
148  御殿飾り(建物のみ)	流しびなの館	1990/6/20受贈 白木造り。約1間幅
149 天神 (木彫)	流しびなの館	1991/2/8受贈
150   折紙雛(3段飾り・内裏・貝雛)	流しびなの館	1991/7/30受贈   手作り
151 かんざし (10)・くし	流しびなの館	1991/9/19受贈 SIO頃使用していた
152 雛軸 (押絵つき)	流しびなの館	1991/10/20受贈 大正?
153   和紙内裏雛     対	流しびなの館	1992/6/5受贈 手作り
154 押絵雛	流しびなの館	1992/6/10受贈 大正時代
155 竹田 (武者) 人形	流しびなの館	1992/6/10受贈 大正時代
156  ひめだるま   対	流しびなの館	1992/7/9受贈   S60松山にて購入
157   高砂   対	流しびなの館	1992/6/10受贈 大正頃
158  市松人形	流しびなの館	1992/7/16受贈
159   内裏雛 (3) · 内裏・3人官女・随身・橋・桜・ぼんぼり他	流しびなの館	
■ ■ フ   内裏雛(3)・内裏・3人官女・随身・橋・桜・ぼんぼり他	一川しいなり低	1992/7/25受贈 台付

		[\tau 1 2\land 1 0 \dagger \da	T
160 内裏・官女・橋・桜・ぼんぼり・高杯・菱台(2)・菱餅(2)		流しびなの館	1992/7/25受贈
16   雛天神(大小)・張子人形(2)		流しびなの館	1992/  /7受贈   雛天神大台付
162   内裏雛(有田焼)     対		流しびなの館	H.5.3受贈 屏風付
163   紀州雛     対		流しびなの館	H.5.3受贈 木彫
164  御殿(紫辰殿)飾り   1式		流しびなの館	1993/5/28受贈 S8に送られた
T65   雛天神(土人形)   3   I組		流しびなの館	1993/10/14受贈 明治時代
		流しびなの館	1993/12/18受贈 明治30年代 台付
I 67   内裏雛   I 対		流しびなの館	1994/ / 6受贈  大正終り頃京都にて購入
I 68   内裏雛   I 対		流しびなの館	1994/2/  受贈 大正頃
169 内裏雛・押絵雛 各 対  組		流しびなの館	1994/2/26受贈 内裏S14.5·押絵M35.6
TO   雛天神・竹田人形(4)   1組		流しびなの館	1994/3/18受贈
171内裏雛   対		流しびなの館	1994/12/1受贈 明治後期or大正 箱No.D200M
172   御殿(紫辰殿飾り)   式		流しびなの館	1994/12/3受贈 SIO
173 内裏雛   対		流しびなの館	1995/3/4受贈 昭和初期。台付。箱Na.D-2001H
174 内裏雛   対		流しびなの館	1994/3/31受贈 S24。台付
175 7段飾り   式		流しびなの館	1994/9/15受贈 昭和初期
176   市松人形 (ガラスケース付)   1体		流しびなの館	1995/5/21受贈 S60年
177   沖縄古人形 ウメントー		流しびなの館	1995/6/12受贈
178 行器   対		流しびなの館	H.8.4受贈
179 市松人形		流しびなの館	1996/4/29受贈   S9
180 竹田人形		流しびなの館	1997/2/5受贈
18   雛飾り一式		流しびなの館	1998/3/10受贈
182   内裏雛   I 対		流しびなの館	1999/3/8受贈 明治
183 浮世絵 7 一式		流しびなの館	1999/3/8受贈
184   御殿飾り(建物のみ)		流しびなの館	1999/3/14受贈 昭和?
185 掛軸	6	流しびなの館	受贈
186 雛人形段飾り他		流しびなの館	受贈
187 市松人形(男・女) 各1		流しびなの館	受贈 男 江戸後期?·女 大正?
188 人形 木彫三段飾り 1		流しびなの館	1992/12/4購入
189 人形 古今九人揃 1		流しびなの館	1993/1/29購入
190 人形 古今一対		流しびなの館	1993/1/29購入
191 人形 立雛		流しびなの館	1993/1/29購入
		流しびなの館	· · ·
192 金屏風 羊金箔絹地 木箱付 1双		流しびなの館	1993/3/31購入
193 展示用パネル パネクイックパネル ベージュ張 3	2	流しびなの館	1993/7/20購入
194 掛軸展示ケース 200×130×50		流しびなの館	1994/2/24購入
195 掛軸展示ケース 180×130×50       196 奈良人形 墨セット 1	4	流しびなの館	1994/2/24購入
			1994/3/23購入
197   カラーテレビ		流しびなの館(展示室)	1994/    /   /   /
		流しびなの館	1994/      /   8購入 NV-SB70W
199   ビデオデッキ		物産センター 流しびなの館	1996/6/30購入
200 展示室ストーブ			1996/12/1購入
201 展示室エアコン		流しびなの館	1996/12/1購入
202 展示室エアコン		流しびなの館	1996/9/7購入
203 展示室エアコン	2	流しびなの館	1997/3/'   19購入   PA-J7   K6S
204 倉庫エアコン		流しびなの館	1997/3/'  9購入 CS-K28T
205 除湿機	_	物産センター	1995/6/30購入
206 シークリングファン	3	流しびなの館	1995/8/2購入
207 ふれあいホール ワイヤレス受信機 I		流しびなの館	1998/4/  4購入   WX-4020
208 ワイヤレスチューナー		流しびなの館	1998/4/  14購入   WX-D4000
209 ワイヤレスマイクロホン		流しびなの館	1998/4/  14購入   WX-4  00
210 ワイヤレスタイピン型 1		流しびなの館	1998/4/  14購入   WX-4300
211 ワイヤレスアンテナ	2	流しびなの館	1998/4/  4購入   WX-4950
212 ビデオデッキ		流しびなの館	1998/5/7購入
213 更衣ロッカー		物産センター	1999/3/31購入

21/	パンフレット置台		流しびなの館	1999/3/31購入
	長机		流しびなの館	1999/3/31購入
	展示ハイケース		流しびなの館	
				1999/8/5購入
	ディスクカッター		流しびなの館	1999/12/28購入
	掃除機 I		流しびなの館	購入
	ふれあいホール ワイヤレスマイク		流しびなの館	購入
	剪定用アルミ三脚		流しびなの館	購入
	展示ハイケース		流しびなの館	購入
222	ラウンジエアコン l		流しびなの館	購入
223	車イス昇降機		流しびなの館	購入
224	カラーテレビ Ι		流しびなの館(ラウンジ)	購入 TH-36·FP20-N
225	そで机	4	流しびなの館	購入
226	ロビーチェアー 3人掛	3	流しびなの館	購入 B-602·3B
227	ロビーチェアー 2人掛		流しびなの館	購入 B-602·3B
228	ふれあいホール マイクスタンド I		流しびなの館	購入
	デジタルカメラ l		流しびなの館	購入 Powershots40
	スキャナー		流しびなの館	購入
	CDRW I		流しびなの館	購入
	展示ハイケース		流しびなの館	購入 YG-2HB6204SL
	ストーブ コロナ I		流しびなの館	購入
	DVDビデオレコーダー I		流しびなの館	購入 DMR-E30
	展示ハイケース		流しびなの館	購入
	ジャーポット		物産センター	
			• • • •	購入
	受付用イス		流しびなの館	購入
	電気スタンドー		流しびなの館	購入
	展示ハイケース		流しびなの館	購入
	ひな段 スチール製		流しびなの館	購入
	ハンディ掃除機		流しびなの館	購入
	冷蔵庫		流しびなの館	購入
	アイロン・アイロン台		物産センター	購入
	肩掛用拡声機 Ⅰ		流しびなの館	購入
	日本歴代天皇大鑑		流しびなの館	1996/9/25購入 日本皇室図書刊行会
	郷土玩具辞典		流しびなの館	36931購入 清泉堂倉地書店
	単行本No.1~7 日本の祭り		流しびなの館	1995/10/4購入 新日本
	金属製避難はしご		流しびなの館	1988/4/4購入
	金属製避難格納箱		流しびなの館	1988/4/4購入
	こぼし人形 I		流しびなの館	1988/3/10受贈
251	作業台 I		流しびなの館	S.63.3購入
	八番親王付十番手前   5人飾り   1式		流しびなの館	1988/3/31購入
253	書類保管庫(900×176×400)	4	流しびなの館	S.63.3購入
	書類保管庫(900×900×400)	2	流しびなの館	H.4.4購入
255	ガステーブル Ι		流しびなの館	1988/3/3 購入 ナショナルGT-2PWR
256	カメラ ニコンFAボディ I		流しびなの館	1988/3/31購入
	マイクロニッコール55ミリ I		流しびなの館	1988/3/31購入
	ニッコルオートズーム35/72		流しびなの館	1988/3/31購入
	スリックマスタープロⅡ Ⅰ		流しびなの館	1988/3/31購入
	ライトスタンドAKIIソケット付		流しびなの館	1988/3/31購入
	ブラインドニューモノコム35(2.200×1.200m/m)		流しびなの館	1988/3/31購入
262	ロビーセンターテーブル		流しびなの館	1988/6/23購入
	裁断機	_	流しびなの館	1988/3/31購入
	館倉庫スチール棚  式		流しびなの館	1993/12/9購入
	ハンドマイクー		流しびなの館	S.63.3購入
	台車		流しびなの館	S.63.3購入
	D		流しびなの館	S.63.3購入
20/	110_100 I		かし ししょく ひばら	3.03.3 購入

268  数茶碗セット	  流しびなの館	1990/9/ 購入   ケ破損、残9
269  作家紹介パネル	2 流しびなの館	S.62購入 前田 直衛・柴山抱海スチール製
270 テーブル(意見箱置き用)	流しびなの館	
271 ポールパーティション	6 流しびなの館	1990/6/2購入
272 ポールロープ	6 流しびなの館	S.63.3購入
		S.63.3購入
273 こしかけ(畳入) H=350m/m	4 流しびなの館	S.63.3購入
274 温湿度記録計	2 流しびなの館	1988/5/6購入 日本シンテックTHR-21型
275 台乗衣装人形 I	流しびなの館	1989/10/25購入
276 五人囃子   式	流しびなの館	1989/10/25購入
277 貝合せ(6組)	流しびなの館	1989/10/25購入
278 立雛(2対)	流しびなの館	1989/10/25購入
279   雛人形製作工程展示品   式	流しびなの館	H.2購入
[280]御所人形 立子 I	流しびなの館	1991/12/24購入
281 御所人形 水引 1	流しびなの館	1991/12/24購入
282 享保雛	流しびなの館	1991/12/24購入
283 段飾り用展示ケース I	流しびなの館	1988/11/10購入
284 紙人形展示ケース I	流しびなの館	1988/11/10購入
285 雛段(固定ケース内)	流しびなの館	1988/4/30購入
286 雛段(ひなあらし内)	流しびなの館	1988/4/30購入
287 古今雛 1式(複製品)	流しびなの館	1990/11/9購入
288 スモーキングスタンド	3 流しびなの館	1988/3/31購入 信楽焼
289 立雛大型美術陶板	流しびなの館	1988/3/25購入 信楽焼
290 日本画(前田 直衛) I	流しびなの館	1988/3/25購入
29     陶板説明用スタンドパネル   式	流しびなの館	1988/4/30購入
292 演台	流しびなの館	S.63.3購入 コクヨWA-II
293 花台	流しびなの館	S.63.3購入 コクヨW-FIO
294 簡易用ステップ(2段)	流しびなの館	S.63.3購入 コクヨKFS-3
295 AVプロセッサー I	流しびなの館	S.63.3購入 ナショナル
296 AVスイッチャー I	流しびなの館	S.63.3購入 ナショナル
297 Wカセットデッキ(RS-T55R-KA) I	流しびなの館	S.63.3購入
298 S-VHSビデオデッキ(AG-3750)	流しびなの館	5.63.3購入
299 ビデオプロジェクター(TH-1055S-10F) I	流しびなの館	5.63.3購入
300 S-VHS V/SケーブルI5m I	流しびなの館	S.63.3購入
301 ロッカー	2 流しびなの館	S.63.3購入
302 除湿機	2 流しびなの館	
303   子どもマネキン(着物付)	3 流しびなの館	1988/7/26購入 日立
304  料理レプリカ    式	流しびなの館	1988/3/25購入 FRP製
		1988/3/25購入
305 料理レプリカ(玉子焼) I式 306 花のレプリカ I式	流しびなの館	1988/3/25購入
	流しびなの館	1988/3/25購入
307 調度品(皿)   枚	流しびなの館	1988/3/25購入
308 パネル(ひなあらし説明用)   式	流しびなの館	1988/3/25購入 木軸製・スタンド式
309 時計	流しびなの館	S.63.3受贈
310 竹製柵	流しびなの館	1988/4/30購入 IF
311 竹製柵	流しびなの館	1988/4/30購入 IF
3 1 2 内裏雛用展示台 900(W)×600(D)×300(H)m/m	18 流しびなの館	1988/3/25購入 クロス経師仕上げ1F
3   3   人形展示調湿ケース 900(W)×900(D)×2,200(H)	流しびなの館	H.2購入 IF 加茂人形
3   4 人形製作工程展示品ケース I,800(W)×600(D)×I,I00(H)m/m	2 流しびなの館	H.2購入 IF 御所人形 流しびな入り
315 京雛	流しびなの館	1991/2/25購入
316 京人形	流しびなの館	1991/2/25購入
317 よし藤子供浮世絵 Ι	流しびなの館	1991/8/30購入
318 坂口真佐子人形コレクション Ⅰ	流しびなの館	1991/12/11購入
319 生活文化歳事史(全三巻)	流しびなの館	1992/1/21購入
320 覗きケース 1,800(W)×750(D)×1,100(H)	8 流しびなの館	S.63.3購入
32 I 覗きケース I,800(W)×700(D)×I,050(H) m/m	2 流しびなの館	1992/1/8購入
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•

		N+ 1 2×4. 5 64	
322 立雛(復製品) 1対		流しびなの館	H.I購入
323 次朗左衛門雛(復製品) 1対		流しびなの館	H.I購入
324 享保雛(復製品) I 対		流しびなの館	H.I 購入
325 有職雛(復製品) 1対		流しびなの館	H.I 購入
326 天児(復製品) 1体		流しびなの館	H.I購入
327 這子(復製品)		流しびなの館	H.I購入
328   花ごろも五段飾り   1式		流しびなの館	購入 現代玩具博物館
329 金庫		流しびなの館	S.63受贈 日本パーツ·ボーグスタジオ·ダイヘン
330 行事予定黒板		流しびなの館	S.63購入
331 木製大型ぼんぼり 1対		流しびなの館	H.2購入
332 片袖机	6	流しびなの館	S.63購入
333 事務用回転イス	6	流しびなの館	S.63購入
334 火災受信機		流しびなの館	H.15.7購入 吉備
335 一斉式非常放送設備		流しびなの館	S.63購入 吉備
336 応接用テーブル		流しびなの館	S.63購入 木製
337 応接用ソファ	6	流しびなの館	S.63購入
338 傘立て		流しびなの館	5.63購入
339 キッチンケース		流しびなの館	5.63購入
340 サイドテーブル		流しびなの館	H.8.9購入 特別展示室
341 書類棚 1		流しびなの館	S.63購入 冷蔵庫隣
342 スモーキングスタンド	2	物産センター	
343 ホットタオル	3	物産センター	1992/6/30購入
344 食器棚		物産センター	1992/6/30購入 NW-267
			1992/6/30購入
345 喫茶冷蔵庫	2	物産センター	1992/6/30購入
346 かさ立て		物産センター	1992/10/20購入
347 レジスター一式		物産センター	1993/1/13購入 富士通
348 二連はしご		物産センター	1993/2/4購入
349 掛時計		物産センター	1993/2/17購入
350 売店陳列棚		物産センター	1993/6/4購入
351 休憩室 衝立		物産センター	1993/6/13購入
352 庭園腰掛丸太いす		物産センター	1993/9/28購入
353 売店商品棚	2	物産センター	1993/11/1購入
354 バーコードラベラー I		物産センター	1996/5/31購入 TEC B-425
355 業務用コーヒーメーカー Ⅰ		物産センター	1996/3/5購入
356 物置		物産センター	1997/5/4購入
357 商品陳列棚	2	物産センター	1997/6/1購入
358 ファミリーコピア I		物産センター	1997/10/14購入
359 休憩室食器棚 I		物産センター	1998/2/14購入
360 レジ置台		物産センター	1998/2/14購入
361 喫茶電子レンジ		物産センター	1998/2/14購入
362 回転ホワイトボード黒板 Ⅰ		物産センター	1998/3/20購入
363 ホワイトボード看板	2	物産センター	1998/3/20購入
364 喫茶冷凍庫		物産センター	1998/7/21購入 NR-FC30FF-W 301
365 製氷機 ホシザキ Ι		物産センター	1998/7/21購入 IM-35L
366 冷蔵庫		物産センター	1998/8/20購入
367 喫茶客席テーブル	2	物産センター	1999/1/14購入
368 喫茶客席イス		物産センター	1999/1/14購入
369 バーコードプリンタ		物産センター	1999/3/31購入
370 喫茶掛扇風機	2	物産センター	1999/6/29購入
371 庭園用スピーカー		物産センター	1999/7/19購入
372 炊飯ジャー	2	物産センター	1999/7/30購入
373 ショーケース冷蔵庫		物産センター	1999/11/5購入
374   掃除機(休憩室)		物産センター	1999/11/5順人
375   喫茶レジ		物産センター	
コ / コ   "天常レン		170/生じノラー	購入

376	売店POSレジスター I		物産センター	購入
	委託販売ソフト		物産センター	購入
	喫茶子供用椅子		物産センター	購入
	ノートパソコン		物産センター	購入
	炊飯ジャー		物産センター	購入
			物産センター	購入
	マキタ高圧洗浄機		物産センター	購入
	給茶機		物産センター	購入
	空気清浄機		物産センター	購入
	ハンディ掃除機		物産センター	購入
	売店フラットテーブル	2	物産センター	購入
	ロッカー(2人用)		物産センター	H.4購入
	掃除機		物産センター	H.4購入
			物産センター	
			物産センター	H.4購入 角
	喫茶椅子			H.4購入
	火災受信機		物産センター	H.4購入
	喫茶ステンレス台		物産センター	H.4購入
	喫茶カウンターイス	5	物産センター	H.4購入
	喫茶いろり		物産センター	H.4購入
	放送器機アンプ I		物産センター	H.4購入 TOA
	放送器機セレクター I		物産センター	H.4購入 TOA
	放送器機マイク I		物産センター	H.4購入
	ガラスショーケース(182×94×61) I		物産センター	H.4受贈
	ガラスショーケース(107×91×45) I		物産センター	H.4購入
400	ガラスショーケース(120×91×45) I	2	物産センター	H.4購入
401	ガラスショーケース(150×91×60) I	3	物産センター	H.4購入
402	角用ショーケース (I20×2) 9I×60	2	物産センター	H.4購入
403	レジ台(120×82×60) I		物産センター	H.4購入
404	大型金庫 I		物産センター	H.4購入
405	片袖机	3	物産センター	H.4購入
406	ソファー	4	物産センター	H.4購入
407	椅子	4	物産センター	H.4購入
408	長いす		物産センター	H.4購入 喫茶イスと同じ模様 館 I
409	長いす	2	物産センター	H.4購入
410	事務用回転イス	3	物産センター	H.4購入
411	こしかけ		物産センター	H.4購入 壁掛
	こしかけ		物産センター	H.4購入
	陳列棚 大	2	物産センター	H.4購入
	陳列棚 小		物産センター	H.4購入
	ポイント台		物産センター	H.4購入
	喫茶レジ置台		物産センター	H.4購入
	台車		物産センター	H.4購入 2 F倉庫
	作業台		物産センター	H.4購入 2F倉庫
	喫茶ジャー置き台		物産センター	H.4購入
	喫茶冷蔵庫		物産センター	H.19.10購入 NR-C367MC
	厨房作業台		物産センター	
	厨房配膳室作業台		物産センター	H.21.2福部給食センターから搬入
	厨房配膳室置台		物産センター	H.21.2福部給食センターから搬入
	関房 配		物産センター	H.21.2福部給食センターから搬入
				H.21.1購入 NR-C377M
	厨房エアコン	27	物産センター	H.21.1購入 CS-H228A
	休憩室の和机	26	物産センター	H.23.10購入W1800-D600-H330
	テレビ			26インチ液晶テレビ(S) 備品番号27207
	テレビ		流しびなの館	26インチ液晶テレビ(P) 備品番号27208
429	エアコン		流しびなの館	H27購入 2階展示室 備品番号84727

(別紙3) 鳥取市流しびなの館指定管理者選定審査基準

審査項目			配点		
1 管理運営の基本的な考え方		(	1 0	点満	点)
①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか	5	4	3	2	1
②市民の平等な利用が確保されているか	5	4	3	2	1
2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関すること		(	3 0	点満	点)
①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか(自主事業を含む)	5	4	3	2	1
②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか	5	4	3	2	1
③外部委託の範囲は適正であるか	5	4	3	2	1
④収支計画は適切かつ実現可能であるか	5	4	3	2	1
⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか	5	4	3	2	1
⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か	5	4	3	2	1
3施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること		(	3 0	点満	点)
①安定した運営ができる財務状況か	5	4	3	2	1
②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか	5	4	3	2	1
③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか	5	4	3	2	1
④業務従事者への研修が十分に確保されているか	5	4	3	2	1
⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか	5	4	3	2	1
⑥個人情報の保護への対応、情報の公開への対応は十分か	5	4	3	2	1
4 地域及び市民に対する貢献				点満	点)
①鳥取市内に本店又は主たる事務所を置いているか	2	-	_	-	0
②地元との連携や協働による事業や社会貢献活動など、具体的な提案がある	5	4	3	2	1
か		4	٦		1
③市民を雇用する計画があるか(現在の施設従事者の継続雇用に配慮されて	3			_	0
いるか)	٦				U
5 その他		(	1 0	点満	点)
①関係法令にかかる監督行政機関から指導等を受けていないか	2	_	-	-	0
②障がい者雇用について法定雇用率を満たしている若しくは障がい者雇用の	2		1	_	0
義務のない法人等で障がい者を雇用しているか	-		1		
③障がい者就労支援施設等を活用(清掃業務の委託、物品の調達等)する計	2				0
画があるか	4				U
④鳥取市男女共同参画かがやき企業やそれに同等の認定を受けている、又は	2				0
指定管理期間開始までに認定予定であるか		Ĺ	Ĺ	Ĺ	
⑤環境に配慮した取り組みがなされているか(ISO14001・TEAS I 種規格や					
それに同等の環境配慮活動の認証を受けている、又は指定管理期間開始まで	2	-	-	-	0
に認証予定であるか)					
	90				

## 指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

(指定管理者の指定を受けようとする申請者)

団体事務所の所在地

団体の名称

団体の代表者氏名

印

代表者電話番号

団体担当者氏名

電話番号

FAX

e-mail

(自署の場合は押印不要)

鳥取市流しびなの館の指定管理者の指定を受けたいので、別紙のとおり必要書類を添付のうえ申請します。

## グループ構成員表

## グループ名

(代表となる団体)

団体事務所の所在地

団体の名称

団体の代表者氏名
印

(自署の場合は押印不要)

(構成員)

団体事務所の所在地

団体の名称

団体の代表者氏名
印

(自署の場合は押印不要)

連絡先

((構成員)

団体事務所の所在地

団体の名称

団体の代表者氏名
印

(自署の場合は押印不要)

連絡先

## (様式2) 事業計画書

記載欄は自由に広げて作成してください 書式は自由です 図表等資料の添付も可能です。

1. 鳥取市流しびなの館の管理運営に関する基本的な考え方 (1) 施設の指定管理を希望する理由 (2) 施設の管理運営に対する基本方針 2. 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関すること (1) 維持管理の具体的な手法 (2) 施設の利用料金、料金減免対象、開館時間、休館日等についての考え方 (3) 利用者増加やサービス向上を図るための具体的手法(自主事業を含む) (自主事業の計画) ※自主事業の実施が認められない場合に応募申請を辞退されるのであれば、必ずその旨を明記してください。 (4) 従前の自主事業について 従前の指定管理者は自主事業として、流しびな制作体験等を行っています。これらの事業につき、 継続あるいは類似の事業を計画しているようでしたら、そのことについての考えを記入してくだ さい。 (5) 施設の公平な利用の確保を図ることについての考え方

(6) 他への業務委託を予定している場合は、その内容
(7) コスト削減や業務の効率化を図るための具体的な手法
(8) 利用者の要望の把握と対応についての考え方
L
3. 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること
(1) 団体の財政状況
(2) 類似施設の運営実績
(3) 業務従事者への研修計画等
(6) 未纺灰事件、30分别修订圆子
(4) 取名時 《《字時の社内等》)
(4) 緊急時、災害時の対応策や連絡体制等
に、柱却八明然の特定について
(5) 情報公開等の対応について ② はおい 関さ 行こさ は の 世界
①情報公開を行うための措置
②個人情報を保護するための措置
4. 地域及び鳥取市に対する貢献

(1)地域との連携や協働による事業、社会貢献活動などの計画

(2) 市民の雇用計画(現在の当該業務従事者の継続雇用に対する考え方)
5. その他
(1) 関係法令にかかる監督行政機関から指導等の状況について
申請受付期間の最終日から起算して3年前までの間に、次の法令に係る監督行政機関からの指導等及び対応の状況について記載してください。
   労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、障害者の雇用の促進等に関する法
│ │ 律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償係
険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、
DI T)よりま事相川中 たとよい、マサルトフ语ロ)ェニナ レ マノギシ 、
以下は申請書提出時点において該当する項目に○をしてください
(2) 障がい者雇用の状況について 《選択》 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、事業主は、一 定の割合(法定雇用率)の障がい者を雇用することとされています。一般の民間企業は、決 定雇用率2.3%が適用されており、常用労働者数43.5人以上の企業で、1人以上の障がい 者雇用が義務付けられています
常用労働者数 43.5 人以上の事業者
①法定雇用率を達成している
(令和7年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の
写しを添付してください)
②法定雇用率を達成していない
常用労働者数が 43.5 人未満の事業者
③障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。
(障がい者雇用を証明できる書類を添付してください)
④障がい者を雇用していない
(3) 当該施設の管理業務に関する障がい者就労支援施設等の活用(清掃業務の委託、物品の調達
等)
①活用計画がある
(内容:

	② 活用する予定はない
(4) 男女	女共同参画の取組状況
	①鳥取市男女共同参画かがやき企業やそれに同等の取り組みに対して認定を受けてい
	る
	【認定の名称:
	(認定証の写しを添付してください)
	②鳥取市男女共同参画かがやき企業やそれに同等の取り組みに対して認定手続き中で
	ある
	【認定の名称:
	(認定手続き中であることを証する書類を添付してください)
	③認定を受けていない
(5) 環境	   意に配慮した取組状況
ЖТ	EAS(鳥取県版環境管理システム審査登録制度)
	① IS014001・TEAS I 種規格やそれに同等の環境配慮活動の認証登録されている
	【認証の名
	称:
	(登録証等の写しを添付してください)
	② IS014001・TEAS I 種規格やそれに同等の環境配慮活動の認証手続き中である
	【認証の名
	<b> </b> 称:
	(認証手続き中であることを証する書類を添付してください)
	③ 認証登録されていない

## (様式3) 収支予算計画書

金額(単位:千円)

	金額(単位:十円 <i>)</i>							
		収入区分	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	備考
	指定管理料							
収	利用料金収入(条例規定料金)							
収入	自主事	業収入(利用料金を除く)						
	その他	<u>h</u>						
		収入合計 ①						
		支出区分	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	備考
		給与 (常勤)						
		賃金 (非常勤職員)						
	人	その他手当						
	人件費	法定福利費						
		中退共制度掛金						
		健康診断料						
		修繕費	936	936	936	936	936	
		消耗品費						
	管理運営費	広告宣伝費						
		光熱水費						
		通信運搬費						
支出		手数料						
	建営	○○保険料						
	質	○○委託料						
		○○委託料						
		使用料・事務機器リース料						
		公課費(○○分)						
		一般管理費(本社経費等)						
	自							
	自主事業							
	業							
		支出合計 ②						
	収	(1) (1) (1) (2)		_				

事業収支がとれない場合の
対応策を記載

<sup>\*</sup>消費税及び地方消費税の税率は10%とし、提案金額に含めてください。 \*収入合計=支出合計とする必要はありません。 \*一般管理費を計上して提案を行う場合には、具体的な内容や積算根拠を備考欄等で具体的に明示してください。 \*上記以外に必要な経費があれば区分を追加してください。

団体名	
-----	--

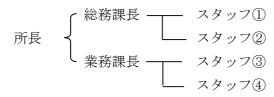
#### 鳥取市流しびなの館管理運営の実施体制表

#### (1) 管理運営組織

※鳥取市流しびなの館の管理運営にあたる組織図を記載してください。 ( ) 書きで人数も 併記してください。

※組織の特徴と実施体制の考え方、所長の人選、職務について考え方を記載してください。 ※法令等に基づく有資格者の配置を必須条件としている場合には、当該職員の配置について記載してください。

(組織図の参考例) ※別紙でも可



#### (2)職員の職種等

※組織図に記載された職員全てについて、雇用関係(常勤職員、非常勤職員、委託職員等)、月勤務日数、担当する業務内容、年間の人件費見込額(法定福利費を含む一切のもの)を記載してください。

※人件費の合計額(A)は収支予算計画書(様式3)の令和8年度人件費の額と一致させてください。

(参考例) 別紙でも可

職種(職名)	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	人件費(千
				円)
所長				
職員①( )				
合計				(A)

## (3) 日常の職員配置

※1日の標準的な職員配置(勤務時間帯と職種が判るもの)とその考え方について記載してください。 (職員配置の参考例) ※別紙でも可

配置場所	職員配置の時間帯	所長	000	000	000	000
事務室						
0000						

## (様式5)

 グループ応募の場合における各団体の役割、	責任分担に関する事項

※グループの規約等(案も可)を添付してください。

## 団体の概要

団体の種別	公益財団法人	公益社団法人	一般財団法人
	一般社団法人	NPO法人	
	株式会社	有限会社	
	その他の法人	(	)
	その他の団体	(	)
団体の名称			
団体の所在地			
契約権限のある市内事務所の			
所在位置			
	※無い場合は	「無し」と記入して	ください
資本金又は基本財産			千円
社員(職員)数			人
実績	類似業務の運営	<b>芝大村 (                                   </b>	面積、管理運営概要・期
	間) などについ	って記載してくださ	٧٠ <sub>°</sub>

- ※「団体の種別」欄では、該当するものを○で囲んでください。その他の法人又はその他の団体については、( ) 内に内容を記入してください。
- ※「社員・職員(数)」は、申請時の人数を記入してください。
- ※欄が不足する場合は、複数ページにして記入してください。
- ※会社概要等がある場合は、添付してください。

## (様式7)

### 指定管理者応募資格制限に該当しないことの申立書

団体又はその代表者は、鳥取市流しびなの館の指定管理者指定申請にあたり、下記事項にいずれも該当しないことを申し立てます。

記

- ・法律行為を行う能力を有しない者
- ・破産者で復権を得ない者
- ・地方自治法施行令第167条の4第2項(地方自治法施行令第167条の11において準用する場合を含む。)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- ・会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた団体又は 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた団体。
- ・申請施設について、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあり、その処分の日から2年を経過しない者、指定管理者に指定することが不可能となり、若しくは著しく不適当と認められる事情により、指定管理者候補者として失格とされた日から2年を経過しない者又は指定管理者に応募したが、著しく不適当と認められる事情により失格とされた日から2年を経過しない者。
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及びその統制下にある団体又は構成員。
- ・禁固以上の刑の執行を終了し、又は執行を受けることがなくなってから2年を経過していない者。
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体。
- ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体。
- ・鳥取市議会の議員、市長、副市長、教育長、会計管理者、指定管理者の選定の決定に関与する本市の職員並びに地方自治法第 180 条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)が会長、副会長、社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる常勤の役員に就任している法人その他の団体。

令和 年 月 日

(指定管理者の指定を受けようとする申請者)

団体事務所の所在地

団体の名称

団体の代表者氏名

印

(自署の場合は押印不要)

# 労働条件等報告書

項目	条件	記載について
1. 対象職種		常勤正職員、嘱託、臨
		時等の職種別に作成
		してください。
2. 契約期間		期間の定めの有無。
		有る場合は、その年
		数。
3. 就業の場所		
4. 始業·終業	1. 始業(時分)終業(時分)	法定労働時間:1日
時刻、休憩時間	※「交替制」の場合	8時間、1週40時
等	次の勤務時間の組み合わせによる。	間
	始業(時分)終業(時分)	
	始業(時分)終業(時分)	
	始業(時分)終業(時分)	
	2. 休憩時間 (分)	
	   3. 所定労働時間を超える労働の有無( )	
5. 休日	・定例日の場合	1週間に1日の休日
	毎週( )曜日	又は4週間を通じて
		4日以上の休日が必
	・非定例日の場合	要。
	週あたり 日	
6. 休暇	1. 年次有給休暇	6ヶ月間継続勤務し
	・6ヶ月継続勤務した場合 日	た場合:10労働日
	・継続勤務 6 ヶ月以内の場合	(嘱託、パート等の
	( )月経過で( )日	場合も同様)
	2. その他の休暇	
	<ul><li>・有給(</li></ul>	
	・無給 ( )	

7. 賃金	1. 賃金 月 給(	円以上)	割増賃金の支払い
	日給(円)	以上)	• 法定時間外労働:
	時間給(円以」	L)	2割5分以上
			· 法定休日労働:3
	2. 諸手当の額及び計算方法		割5分以上
	•( 手当 円、計算	算方法 )	鳥取県最低賃金(時
	•( 手当 円、計算	算方法 )	給) 1,030円
	•( 手当 円、計算	算方法 )	
	3. 割増賃金		
	イ. 所定労働時間外 ( '	%)	
	口. 休日 ( (	%)	
	4. 賃金締切日 毎月 日		
	5. 賃金支払日及び支払方法 毎.	月 日口座振込	
	c 常片 去 / 吐地 入妬	\	
	6. 賞与 有(時期、金額	)、無	
	7. 昇給 有(時期	)、無	
	( ) / / / D ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	/ \ /m	
8. 退職金			中小企業退職金共済
	例:中小企業退職金共済制度 月	類 円	制度、又は独自の退
			職金制度等の加入状
			況を記入してくださ
			l Vo
9. 健康診断			
	例:健康診断を毎年1回行う		
10. その他			

(様式9)

辞 退 届

令和 年 月 日付で鳥取市流しびなの館の指定管理者指定申請書を提出しましたが、 辞退します。

令和 年 月 日

(指定管理者の指定を受けようとする申請者)

団体事務所の所在地

団体の名称

団体の代表者氏名

印

(自署の場合は押印不要)

(様式10)

## 鳥取市流しびなの館指定管理者業務説明会及び現地見学会参加申込書

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

 住
 所

 申込者
 団体名

 代表者氏名

## 1. 参加希望者

役職名	氏 名

	連絡先
<u> </u>	団体名
<u>‡</u>	旦当者職・氏名
Ē	<b></b>
I	FAX番号

## (様式11)

## 鳥取市流しびなの館指定管理者募集要項等に関する質問書

寸	体	名	:	
所	在	地	:	
担当	4者日	名	:	
電言	話番	号	:	
F A	A X a	子	:	
電子	ニメー	ール	:	

No.	日付	資料名	頁	項目番号	質問項目	質問の内容	※回答欄
1				留 夕			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							